

9月定例会代表質問 公明 (H29.10.4)

◆(大橋章夫君) 次に、私学授業料無償化制度についてお伺いをいたします。

全国で先んじて平成二十三年度から実施している府の授業料無償化制度は、家庭の経済的状况にかかわらず自由に学校選択ができる大変有意義な制度であります。また、今年度からは、東京都でも実施されたと聞いております。

そこで、改めて、最新の数値を盛り込んだ上で、私学授業料無償化制度の効果について教育長にお伺いいたします。

◎教育委員会教育長(向井正博君) 授業料無償化制度の効果といたしまして、公立中学校卒業者のうち私立高校に進学する生徒の割合が、無償化制度導入前の平成二十二年度は二七・四%であったのに対しまして、平成二十九年度は三四・二%と大幅に増加をいたしました。

また、私立高校の中退率につきましても、平成二十二年度は二・一%と全国平均を上回る状況でございましたが、平成二十七年度には全国平均を下回る一・一%となりまして、制度導入前に比べ半減をいたしております。

さらに、平成二十五年度から毎年度実施をいたしております私立高校生保護者を対象といたしましたアンケート調査におきまして、年収五百九十万円未満世帯の約九〇%の保護者が、無償化制度があったから私立高校を選択したと回答いたしております。

このように、本制度が、家庭の経済状況にかかわらず自由に学校選択できる機会を保障するとともに、大阪の教育力の向上につながっているものと考えております。

◆(大橋章夫君) ありがとうございます。

我が会派は、常々、私学授業料無償化制度の必要性を訴えてまいりました。今御答弁でもありましたように、公私の流動化の状況や中退率などさまざまな指標においてしっかりと効果があらわれていることから、引き続き無償化制度を維持拡充していくことが必要であると強く考えております。

教育長の御見解をお伺いいたします。

◎教育委員会教育長(向井正博君) 授業料無償化制度につきましては、中学校卒業時の進路選択段階で、家庭の経済状況にかかわらず、みずからの希望や能力に応じて自由に学校選択できる機会を保障するとともに、学校間の切磋琢磨を促し、大阪の教育力の向上につなげるために実施をいたしました。

平成三十一年度以降の無償化制度のあり方につきましては、自由な学校選択の機会の保障と大阪の教育力の向上に資するという制度の根幹を維持しつつ、平成二十八年度の制度改正の影響や公立中学校卒業生数の大幅減など、私立学校を取り巻く状況を踏まえ、より効果的な制度となるよう検討を進め、平成二十九年度中にお示しをいたします。